**平成２３年（フ）第２７号**
岡山市南区郡3004番地25
債務者　樋口　貴之
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３７号**
岡山市北区大供表町６番23号　スフィアハザキ501号室
債務者　中村　浩之
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１号**
岡山市中区四御神323番地４　サンビレッジ竜ノ口Ｅ―101
債務者　大江かおり
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４２号**
岡山市東区西大寺新662番地４
債務者　猶原　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４３号**
岡山市東区西大寺新662番地４
債務者　猶原　倫子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５４号**
岡山市北区西辛川709番地２
債務者　福本　　謙
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５７号**
横浜市中区山田町８番地２　モアレ山田町906号室
債務者　小川由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０３号**
横浜市金沢区谷津町30番地13　藤和シティホームズ金沢文庫309号
債務者　渡邉　　努
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２２号**
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２―８―201
債務者　角川　俊之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７１９号**
相模原市中央区田名5316―３、住民票上の住所横浜市戸塚区矢部町571番地４
債務者　毛利美砂子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第７９５号**
相模原市中央区共和１丁目２番19号
債務者　宮井　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第７号**
相模原市緑区久保沢３丁目５番５号　マンション城山402号
債務者　西川　　節
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第１７号**
相模原市南区麻溝台６丁目13番２―201号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２５号**
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地11―1123
債務者　青野　　力
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６０号**
長崎県平戸市田平町小手田免282番地３
債務者　木下　雅彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係